第3章 尾張国分寺跡の概要

本章では、尾張国分寺跡の史跡としての価値について、史跡指定地の現状と尾張国分寺 に関する調査研究や発掘調査の沿革と成果から記述する。

第1節 史跡指定地の現状

1 現状

尾張国分寺跡は、市の中央部やや東寄りの矢合町・堀之内町に所在する。

古代尾張国における重要な水上交通路であった三宅川左岸の自然堤防状微高地上に立地し、標高は3~4mである。

史跡指定地には、現在までに金堂跡、塔跡、講堂跡などが確認されており、東西約200m、南北約300m以上の寺院であったことがわかっている。塔跡は、金堂跡の南東約40mに位置し、「尾張國分寺舊址」の石碑が立てられており、礎石が4個見られる。

史跡指定地は 25,321.12 ㎡の面積があり、道路(8 筆、1,031.60 ㎡)を除くとすべて民有地(24,289.52 ㎡、97 筆)である。なお、史跡指定地の対象範囲の中には、現在、事務的に同意が遅れている土地が一筆存在する。

今後史跡追加指定により保護が必要と考えられる範囲を含めると、約6万㎡の面積 となり、その中には、図7に示したとおり、農業用水路が2路線流れている。

史跡指定地及び今後史跡追加指定により保護が必要と考えられる範囲には、道路や水路のほか、一部の水田を除き、その土地利用のほとんどが畑地であり、畑地には植木・苗木が栽培されている。(写真3・4、資料編I-25、資料編I-33・34)



写真3 尾張国分寺跡周辺の航空写真(平成20年撮影)



①石碑



4案内看板



②礎石



③説明看板



⑤塔跡進入路

写真4 指定対象地域の範囲の現況写真(図7、資料編 I-26~29)

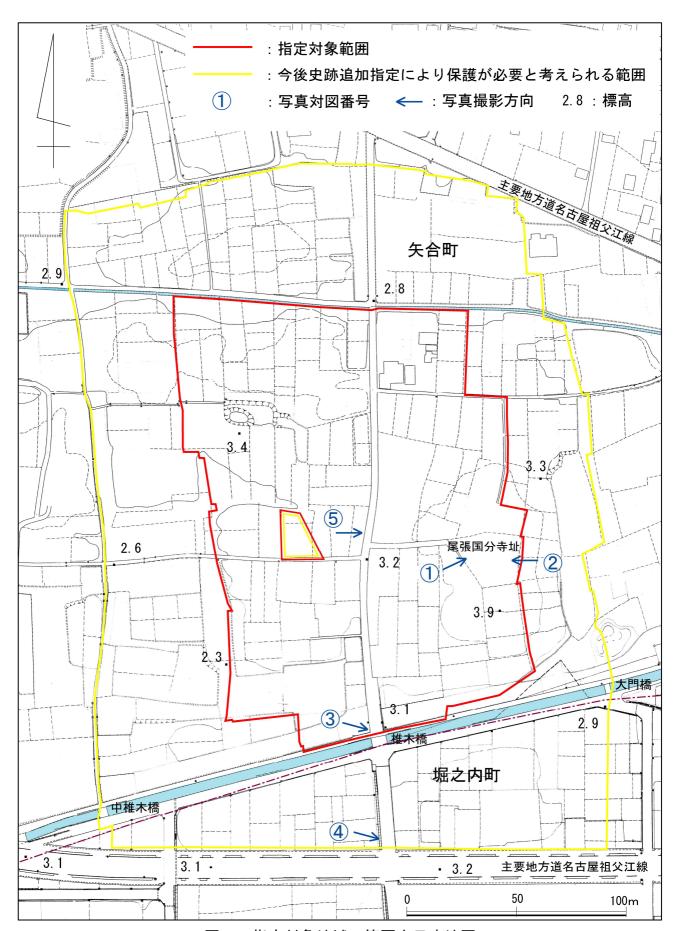
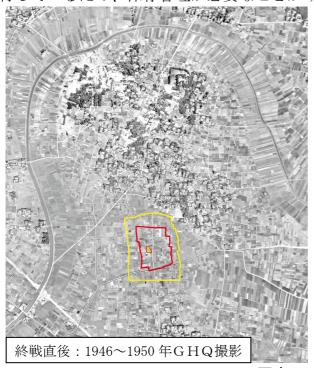


図7 指定対象地域の範囲を示す地図

2 終戦直後との比較

終戦直後の写真と現状を比較すると、史跡指定地近辺の住宅の配置は変化していないが、 史跡指定地周辺の土地利用は、道路や JR 東海道新幹線が新たに整備されるなど市街化が進 行しているため、保存管理が必要なことがみてとれる。



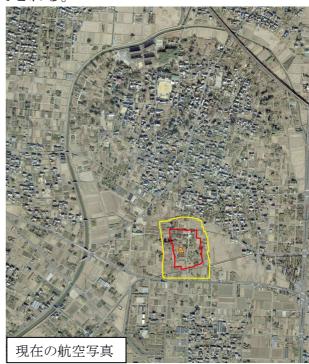
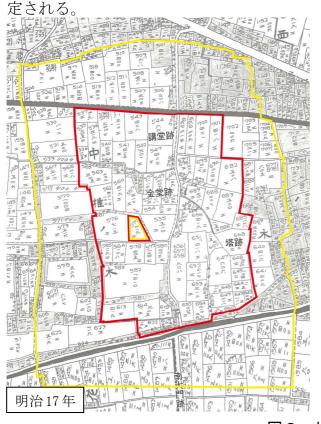


写真 5 航空写真

3 明治時代との比較

明治時代に作成された地積図と現状を比較すると、史跡指定地一帯は土地改良事業が実施されたことがなく、現在の地割は江戸時代からほとんど変化せずに残ったものと推立される。



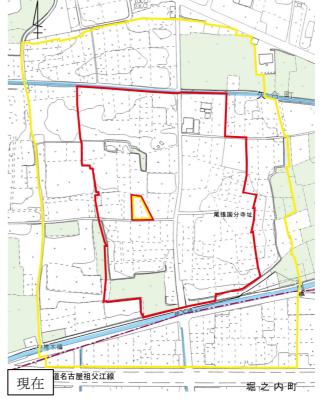


図8 地籍図

- 4 江戸時代後期との比較 江戸時代後期の近世村絵図で、 矢合村と堀之内村(堀ノ内村) をみると、次のようなことが言 える。
- ・三宅川の流形は、変わっていない。
- ・江戸時代から集落があり、現在も続いている。
- ・この時代から、以下の寺院や 神社・石仏など歴史文化資源 が集積している。

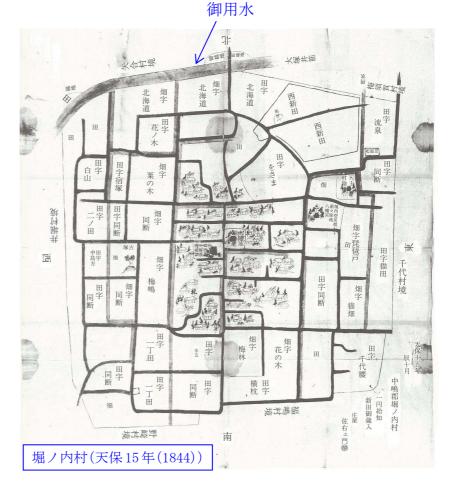
円興寺(現国分寺)、十王堂(十 王寺)、三島宮(三島社)、円 光寺、若宮八幡(萩園神社)、 権現宮(三社神社)、市神宮(市 神社)、鈴置大明神(鈴置神社) など

- ・矢合村と堀之内村の村境には 御用水がある。現在は道路で 隣接している道路・用水が大 きな村の境だった。
- ・江戸時代後期から続く集落や 寺院や神社・石仏などの歴史 文化資源を地域全体で大切に していく必要がある。

出典:近世村絵図-解説図-稲沢市教育委員会 1982

図9 近世村絵図





第2節 尾張国分寺に関する調査研究

1 尾張国分寺の沿革

(1) 古代

尾張国分寺の文献上の初見は『続日本紀』の記事で、天平勝宝元年(749)5月15日の条に尾張国山田郡の外従七位下生江臣安久多(いくえのおみあくた)が知識物(注1)を、神護景雲元年(767)5月20日の条に尾張国海部郡主政外正八位下刑部岡足(おさかべのおかたり)が米一千斛(ごく)(石)をそれぞれ国分寺に献じ、ともに外従五位下を授けられたとある。

次に、神護景雲3年(769)9月8日の条には、美濃国との境の鵜沼川(現木曽川)の 氾濫によって、葉栗・中嶋・海部3郡に被害があり、下流にある国府と国分寺・国分 尼寺が危険であると尾張国から報告されたとあり、この時期には既に尾張国分寺・尾 張国分尼寺が完成していたと思われる。

さらに宝亀6年(775)8月22日の条には、異常な風雨によって人畜多数にわたり被害を受け、国分寺や諸寺の塔19棟が破壊されたと伊勢・尾張・美濃3国から報告されたとある。

『日本紀略』の元慶8年(884)8月26日の条には、尾張国分寺が焼損したため、愛智郡定額寺願興寺を国分金光明寺とするという勅の記事があり、この時期には創建国分寺が廃絶していたと思われる。なお、この願興寺は名古屋市中区正木四丁目ほか所在の尾張元興寺跡に比定されている。

その後、空也(注2)が二十余歳の時に尾張国分寺で剃髪したとされ、920年代には 尾張国内のどこかに尾張国分寺が存在していたことになる〔水野 1983〕。

- 注1 知識物:仏教の信者が善業を積み重ねるために寺院や仏像の建立や維持、写経などの事業のために提供する財物や労力のことである。
- 注2 空也(903~972): 平安中期の僧。空也念仏の祖。生地・出自など未詳。諸国を巡歴して南無阿弥陀仏の名号(みょうごう)を唱え、教化(きょうけ)に努めながら道・橋・寺などを造り、市(いち)の聖(ひじり)・阿弥陀聖(あみだひじり)とよばれた。

(2) 中世

空也が剃髪してから 400 年余りは具体的な記録はなく、鎌倉市の『円覚寺文書』の 正中2年(1325)2月15日の蓮浄寄進状に「三宅郷内国分溝口両村」の記述がある。

愛知県一宮市の『妙興寺文書』には、鎌倉時代から室町時代にかけて、「国分領」あるいは「国分地」など関連する記述がみられる。同様の記載は応永 33 年(1426)、文安元年(1444)、長禄 2 年(1458)、長享元年(1487)などの『妙興寺文書』にも見られる。これらの中世文書は、14 世紀ごろから後には、現在の矢合町椎ノ木の寺院跡周辺に、「国分領」あるいは「国分寺地」という土地があり、明確な位置の特定は無理であるが、椎ノ木付近に国分寺があったことを示している。

(3) 近世

江戸時代の地誌『塩尻』(享保以前に刊行)には矢合に国分寺があったという説を提唱しており、その後の『張州志略』・『尾張国名蹟略志考』・『張州府志』・『蓬州旧勝録』・『尾張志』・『尾張名所図会』も同説を支持している。これらのうち、『尾張名所図会』

(天保 15 年(1844)刊行)には当時の国分寺跡や円興寺・円光寺・鈴置神社が点在する 矢合村の様子が描かれている。それによると国分寺跡は薄(すすき)が生え、完全な 平坦地ではなく、所々に土の盛り上がった部分が見られるようである。なお、『尾張徇行記』(寛政 4 年(1792)~文政 5 年(1822)刊行)のみが、「国分寺は、往古稲島村にあり。天平 5 年(733)洪水のため萩園の里へ徒せり。」とあり、稲島から矢合への移転説をとっている。

(4) 近現代

現在の尾張国分寺跡は、江戸時代の多くの地誌が唱えてきた比定地で、塔跡には大正4年(1915)に建立された「尾張國分寺舊址」の石碑がある。なお、矢合町城跡に所在する臨済宗妙心寺派寺院の鈴置山国分寺は、もとは「円興寺」と称し、慶応2年(1866)住職雪翁が同寺内に国分寺本尊の薬師如来坐像があるとの理由から、境内に国分寺堂の建立を願い出て、明治19年(1886)「国分寺」との改名を許されたものである。

参考文献

水野柳太郎編 1983『新修稲沢市史 資料編七 古代・中世』新修稲沢市史編纂会事務局 54~56,70 頁 水野柳太郎編 1988『新修稲沢市史 資料編五 地誌下』新修稲沢市史編纂会事務局 386~403 頁

2 発掘調査の沿革と成果

(1)発掘調査の経過

尾張国分寺は、江戸時代の地誌などの資料によって矢合町の地に建てられたと推測されてはいたものの、詳細は不明であった。そこで、中部日本新聞社(現中日新聞社)主催、愛知県、稲沢市、名古屋鉄道、東海テレビなどの協力事業として、当時奈良国立博物館長であった石田茂作が団長となり、奈良国立文化財研究所員などが参加して、昭和36年度に初めて発掘調査が行われた。

この第1次調査により、寺院の主要な建物である金堂跡・塔跡の位置や基壇の規模などが確認され、初めて尾張国分寺が矢合町にあったことが証明された〔浅野1968〕。

その後、県道建設工事に伴い平成3~4年に財団法人愛知県埋蔵文化財センターが調査を行い、国分寺寺域の南端と西端を示すと思われる溝を確認した〔蟹江1994〕。

この調査をきっかけとして、市は尾張国分寺跡の範囲を確認するために、平成8年から調査を再開した。その後、13回にわたる発掘調査が行われ、大量の瓦が出土し、金堂、講堂、南門が一直線に並び、塔を回廊の東側に置く伽藍配置が明らかとなった。

参考文献

浅野清 1968「尾張国分寺の発掘調査」『稲沢市史』稲沢市役所 393~426 頁

蟹江吉弘他 1994『愛知県埋蔵文化財センター発掘調査 第 52 集 堀之内花ノ木遺跡』財団法人愛知 県埋蔵文化財センター

表 2 尾張国分寺跡調査履歴

衣 2		
次数	内 容	
調査年度		
第1次	金堂・塔ともに瓦積基壇で、金堂の基壇が東西 25.6m×南北 21.6mの規模	
昭和 36 年度	であること、塔が金堂の南東約50mに位置しその基壇が一辺14.7mないし14.5	
	mの規模であること、回廊が金堂の西側面に取り付いていたことが確認され	
	た。	
第2次	寺跡関係の遺構は検出されず、中世以降の溝3条と旧用水路の発見にとどま	
昭和 57 年度	った。	
第3次	寺域の西端を示すと思われる南北の溝 SD13 と、SD13 と直交し寺域の南端を	
平成3年度	示すと思われる東西の溝 SD30 が検出された。	
第4次	SD13 の延長を確認するため、金堂跡西約 60mの畑地を調査した。しかし、	
平成8年度	SD13 と同一と思われる溝は検出されず、寺域の西端はさらに西に存在すると予	
	想された。	
第5次	春期は寺域の西端を確認するため、金堂跡西約 100mの畑地を調査したが、	
平成9年度	遺構は検出されなかった。西端はこの調査区と第4次調査区の間と推定され	
	た。秋期は寺域の北端及び東端を確認するため、金堂跡北東約80mの畑地を調	
	査した。北端及び東端は確認できなかったが、古代末~中世前期とされる南北	
	の大溝が検出された。	
第6次	第4次調査と第5次春期調査の結果により、両調査区の間が寺域の西端と推	
平成 10 年度	定されたため、金堂跡西約90mの田・畑地を調査した。しかし、中世前期の屋	
	敷地の溝が検出されたに過ぎず、古代まで遡る遺構は検出されなかった。	
第7次	SD13 の延長となる南北溝を発見することを目的とし、金堂跡南西約 100mの	
平成 14 年度	休耕地と、その南 15mにある休耕田を調査した。しかし、古代まで遡る遺構は	
	検出されなかった。両調査区は寺域外である可能性が高いが、遺構が削平され	
	たとも考えられた。	
第8次	寺域の北端を確認することを目的とし、金堂跡北約 100mの休耕地を調査し	
平成 15 年度	た。当該地はこれまで寺域外と考えられていたが、古代の東西溝や遺物溜りが	
	検出された。調査区は寺域内と考えられ、寺域の南北長が 240m以上となるこ	
	とがわかった。	
第9次	金堂の範囲を明確にすることと、中門あるいは回廊の確認を目的として、金	
平成 16 年度	堂跡北半部(A区)と、金堂跡と南門推定地のほぼ中間地点(B区)を調査し	
	た。A区において、金堂の基壇の北西隅及び北端が確認された。B区において	
	は、遺構は検出されず、削平された可能性が高いと考えられた。また、調査前	
	に地下レーダー探査を行ったところ、金堂の基壇跡などが推定され、有効であ	
	ると結論付けられた。	
	(写真7)	

次数	,
調査年度	内 容
レーダー探査	平面的な広がりは不明ではあるが、5か所で遺構の可能性が確認できた。
平成 17 年度	
第 10 次	金堂の位置を明確にすることを目的とし、金堂南半部を調査した。当初、金
平成 18 年度	堂基壇の南端ラインと結論したものが、後日の再検討により誤認と判明し、調
	査区全体が金堂の基壇内であることに修正した。
第11次	塔の基壇の規模と塔が再建されたことの確認を目的とし、塔跡を調査した。
平成 19 年度	結果、塔の基壇の西端及び東端が確認でき、その東西長が 14.5mであると確定
	できた。また、基壇の土中に瓦片を含んでいることから、塔が再建されたこと
	も確定できた。
第 12 次	講堂跡の範囲確認調査を行い、その位置を確定することができた。また、基
平成 20 年度	壇の南縁を飾っていた瓦積を確認できた。中世の溝を検出したが、第4~7次
	調査で検出した溝と同じく屋敷の区画溝であると考えられた。
第 13 次	西側の回廊跡推定地を調査した。回廊跡そのものの遺構は確認できなかった
平成 21 年度	が、検出遺構の状況により回廊の位置をおおよそ特定できた。
第 14 次	講堂跡では礎石2点を検出したが、中世の屋敷地の造成のため、講堂基壇の
平成 22 年度	西端及び北端の範囲を確認できなかった。東側の回廊跡も後世の水田開発や天
	地返しのため確認できなかった。
第 15 次	寺域の西端を確認するために調査した。西端は確認できなかったが、西端を
平成 23 年度	示す可能性がある南北方向の溝を複数検出した。
第 16 次	寺域の東端を確認するために調査した。東端は確認できなかったが、東端を
平成 24 年度	示す可能性がある南北方向の溝を複数検出した。
第 17 次	寺域の北端を確認するために調査したが、特定には至らなかった。また、翌
平成 25 年度	年度調査のための予備調査を行った。



写真 6 出土軒丸瓦

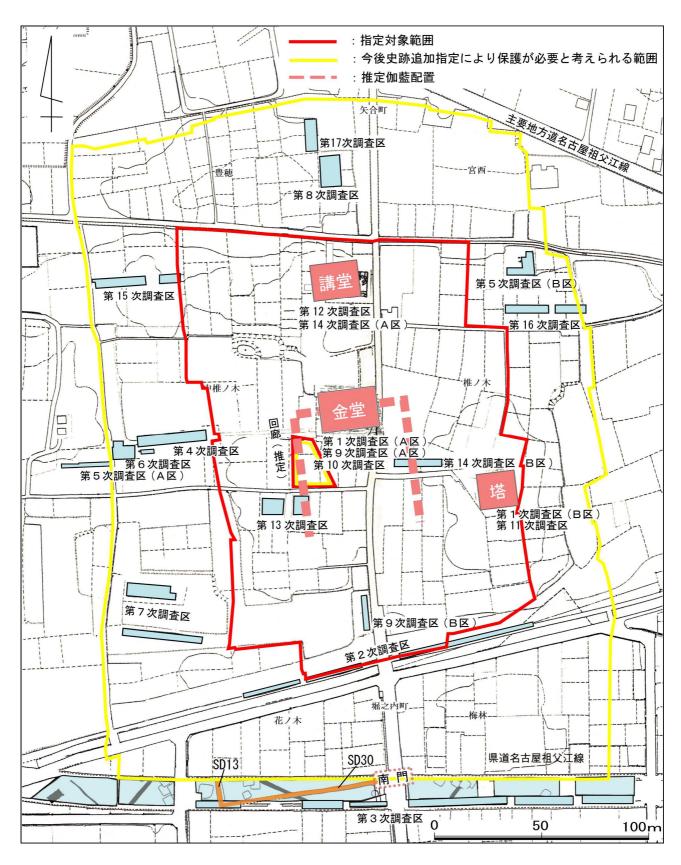


図 10 発掘調査区位置図

(2) 遺構の概要

これまでの発掘調査で確認された主な遺構の概要について、以下に整理する。

① 金堂跡

第1次調査で基壇化粧は瓦積 基壇であり、東西幅が25.6m、 南北幅が21.6m、方位が真北に 対し6°42′40″西にふれてい ることが明らかとなった〔浅野 1968〕。

金堂跡の基壇内に残存する版 築土の厚みは、第9次調査では 40cm、第10次調査では55cmを 確認し、第1・9・10次の3回 の調査のいずれでも、軟弱な地 盤を補強するために、15~25cm



盤を補強するために、15~25cm **写真7 第9次調査金堂跡北西隅基壇(西から)** の栗石(玉石)を版築内の所々に混ぜて突き固めてあった〔浅野 1968、北條 2005 • 2006〕。

② 塔跡

第1次調査で基壇化粧は瓦積基壇であり、基壇の平面形はほぼ正方形、東西幅が14.5 m、南北幅が14.7m、方位は磁北(真北に対し6°35′西にふれている)であることが明らかとなった〔浅野1968〕。

再発掘調査である第11次調査では東西幅が14.5mであることを再確認した。

塔跡の基壇内の版築土は金堂跡に比べ、たたきしめ具合が弱く、また、瓦片が多く 含まれることから、創建時の基壇ではなく、再建された基壇と考えられている。

この再建基壇の規模や版築土の硬度では、本来建立されたと思われる七重塔の造立は難しく、規模を縮小した三重塔ないし五重塔であった可能性が高い。

また、確認している版築土は、中心部に向かって沈み込んでおり、基壇端部の崩壊防止と考えられている。確認できる礎石4個の材質は、いずれも砂岩質で、岐阜県海津市産の河戸石(こうづいし)である。原位置からは多少動いているが、その一つは塔の心礎、それ以外も塔に使われた礎石と考えられている。

③ 講堂跡

第 12 次調査で基壇の南端部の一部、第 14 次調査で礎石 2 個を検出したが、瓦積基壇であること、建物の方位は真北に対し1° 西にふれており正方位に近いことが明らかになった。建物の規模については明確になっていない〔北條 2009〕。

また、2種類の版築土を確認したが、金堂跡に比べて締まりがない。なお、付近は中世の屋敷地として大規模な造成がなされており、古代の遺構の残りは良くない〔北條・中井2009〕。

④ 回廊跡

第1次調査で金堂跡の西側に取り付くことを確認した。その他の部分については確定していない。仮に、第13次調査で見つかった南北溝を回廊に伴う側溝とし、第9次調査B区の北側付近に中門を想定すると、図11のとおり金堂と中門をつなぐ回廊と推

定されている。この推定では回廊の外枠の距離が東西約60m、南北約85mとなる〔浅野1968〕。

⑤ 伽藍配置

主要建物間の距離は、金堂跡と講堂跡の間が約 45m、金堂跡と塔跡の間が約 50m、金堂跡と南門推定地との間が約 160mとなる。

⑥ 寺域の範囲

現時点での調査データからは、寺域の範囲の南端は SD30 の南肩と結論づけられている。北端は不明であり、東端と西端は、発掘調査からA案とB案の2案が想定される。

ア 東端と西端: A案

東端は寺跡が存在する小高い畑(自然堤防状微高地)から低い水田(後背湿地) へ落ち込むラインに近い。

西端も一部溝状の水田が残り、南北に細長く谷状の地形となる部分であるが、金 堂跡と推定南門跡を結ぶ中軸線とは平行ではなく、若干東へ傾き(北に対し3°西 にふれている)、北へ行くにつれて東西幅が狭くなる。

東西幅は、金堂跡の地点では約220m、講堂跡の地点で約205m、東端と塔跡との間は、直線距離で約25mになる。

イ 東端と西端:B案

西端を SD13 の西肩の延長とし、東端は金堂跡と推定南門跡を結ぶ中軸線を折り目とし、SD13 の延長線を均等に折り返して東端としたものである。

寺域南端での東西幅は約165m、東端と塔跡との間は、直線距離で約10mになる。以上2案のうち、より可能性が高いのはA案と考えられている。その理由は、B案での東端と塔跡との間の直線距離が約10mしかなく、東端との距離が短すぎると思われるからである。なお、A案での東端と塔跡との間の直線距離は約25mある。また、A案とした場合、SD13の北への延長の解釈として、そのまま北へ延びるだけではなく、途中で西へ90°屈曲し、さらに北へ90°屈曲することも想定されている。

注1 版築 (はんちく): 中国式の土壇・土壁の築造法で、板枠の中に土を入れて突き固め、層を重ねてつくるものである。

参考文献

浅野清 1968「尾張国分寺の発掘調査」『稲沢市史』稲沢市役所 393~426 頁 北條献示 2005『尾張国分寺跡発掘調査報告書(IX)』稲沢市教育委員会 北條献示他 2006『平成 17 年稲沢市遺跡分布調査抄録』稲沢市教育委員会 北條献示・中井弘次 2009『稲沢市内遺跡発掘調査報告書(XI)』稲沢市教育委員会

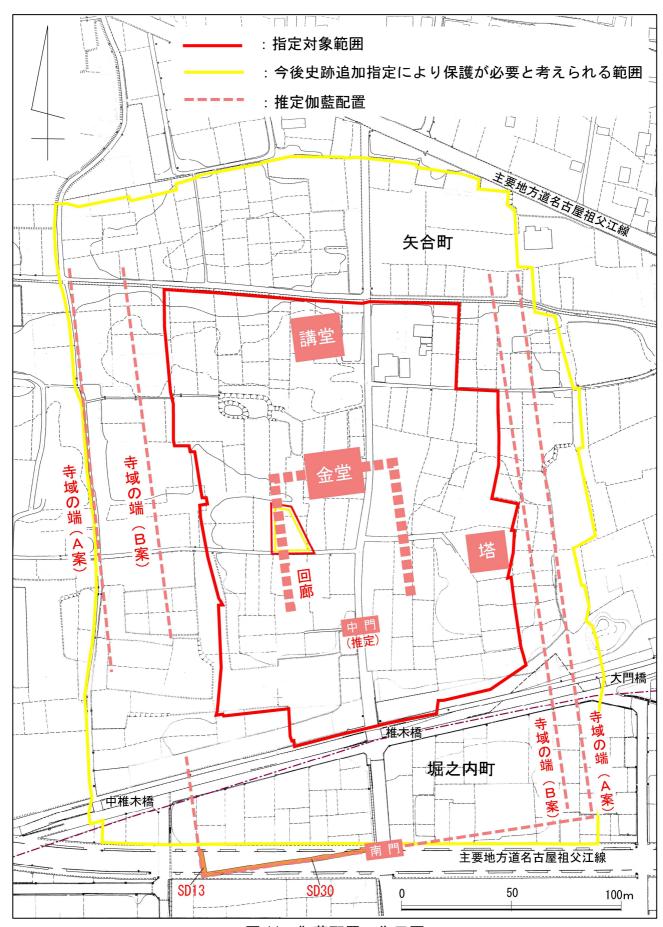


図 11 伽藍配置の復元図

第3節 尾張国分寺跡を構成する要素

尾張国分寺跡の現況について、史跡指定地及び今後指定を目指す地域を構成する文 化財的要素を一覧表に整理すると、表3及び表4のとおりである。

表3 史跡指定地及び今後指定を目指す地域を構成する文化財的要素

要 素 名	現 状 等
埋蔵文化財	地割りは明治時代と現在の地籍図(図8)を比較してもあまり変化がない。建築物
	の設置や、植木・苗木の栽培により、多少の地割りの変更はあったものと思われる。
	また、下水道の埋設工事、土地改良事業に伴う用水路の整備や県道の整備に伴う工事
	により、一部の地形は改変されている。
	平地の部分の多くが埋蔵文化財包蔵地(資料編I-3~8)に指定され、保全が図
	られている。発掘調査により、中心伽藍付近は砂質の緩い地盤であり後世の削平も著
	しい地域であることが知られ、遺構は浅い表土層の直下で検出されている。
伽藍配置と 寺域	伽藍配置と寺院地については、17次に亘る発掘調査の成果として、金堂跡、塔跡、
	講堂跡、回廊跡などが確認されている。寺院の範囲については、現時点までの調査デ
	ータから、南側は区画溝の南肩と結論づけられている。北側は不明であり、東端と西
	端はA案とB案の2案(図11)が想定されている。

表4 史跡指定地及び今後指定を目指す地域を構成するその他の要素(資料編 I-30~32)

要素名	現 状 等
建築物	指定地内に、造園業者倉庫が1棟建てられている。
看板	遺構説明看板、誘導看板などが設置されている。
工作物	標識、ガードレール、柵、電柱が設置されている。
水路・側溝	水路や道路側溝が東西南北に張り巡らされている。それに伴い橋梁も設置されている。
道路	市道及び里道が存在する。
植木・苗木	指定地内外に植木・苗木が栽培されている。